

新規申請手続について

熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）として指定を受けようとする事業者は、次の書類等を下記受付場所に提出してください。

提出書類

- 1 「指定給水装置工事事業者指定申請書」（様式第1）【A4判で両面印刷のこと。】
- 2 「機械器具調書」（別表）
- 3 「誓約書」（様式第2）
- 4 「給水装置工事主任技術者選任・解任届出書」（様式第3）（指定から14日以内）

添付書類

- (1) ○法人の事業者の場合は、次の書類を添付してください。
 - ・定款のコピー
 - ・登記事項証明書（履歴事項全部証明書）【発行日から3か月以内のもの。】○個人の事業者の場合は、次の書類を添付してください。
 - ・住民票の写し【発行日から3か月以内のもので個人番号表示がないもの。】
- (2) 機械器具の写真
- (3) 給水装置工事主任技術者の免状又は技術者証のコピー

受付場所

熊本市中央区水前寺6丁目2番45号 熊本市上下水道局本館1階
公益財団法人 熊本市上下水道サービス公社 受付窓口

指定審査手数料

10,000円

☆ 記載事項等について

1 「指定給水装置工事事業者指定申請書」（様式第1）

次に掲げる事項を記載して提出してください。

- (1) 「申請者」欄は、個人事業者については「住民票の写し」、法人事業者については「登記事項証明書」（履歴事項全部証明書）の記載どおり記入【表面】
- (2) 「役員」欄は、個人事業者については記入不要、法人事業者については代表取締役から監査役までの全員を記入【表面】
- (3) 「事業所の名称・所在地」欄は、熊本市の給水区域において給水装置工事業を行う事業所（以下「事業所」という。）の名称及び所在地を記入【裏面】
- (4) 「給水装置工事主任技術者の氏名・交付番号」欄は、事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者（以下「主任技術者」という。）の氏名・交付番号を記入【裏面】

※申請書はA4で両面印刷してください。

2 「機械器具調書」(別表)

給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数を記入してください。(次の機械器具を有することが必要です。)

- (1) 管の切断用の機械器具・・・金切りのこ等
- (2) 管の加工用の機械器具・・・やすり、パイプねじ切り器等
- (3) 管の接合用の機械器具・・・トーチランプ、パイプレンチ等
- (4) 水圧テストポンプ

3 「誓約書」(様式第2)

次のいずれにも該当しない者であること。

- (1) 水道法施行規則第20条の2に規定する精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (4) 熊本市上下水道局指定工事事業者規程第8条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
- (5) その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者
- (6) 法人であって、その役員のうち(1)から(5)までのいずれかに該当する者があるもの

4 「給水装置工事主任技術者選任・解任届出書」(様式第3)

指定工事事業者は、指定を受けた日から14日以内に、事業所ごとに、主任技術者を選任し、届出書を提出してください。

☆ 指定給水装置工事事業者証について

指定を行ったときは、熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者証(以下「事業者証」という。)を交付します。

☆ 指定の有効期限について

指定の有効期限は、指定日から5年となります。(有効期限はお渡しする事業者証に記載)

熊本市上下水道局 給排水設備課 業務班

T E L 096-381-1151

F A X 096-381-1163

表面

記入例

指定給水装置工事事業者指定申請書

熊本市上下水道事業管理者 様

令和〇〇年〇〇月〇〇日

申請者 氏名又は名称 株式会社 給水工業
住所 熊本市中央区水前寺6丁目2番45号
代表者氏名 代表取締役 給水 太郎

住民票の写し・登記事項証明書等の記載どおりに記入してください。

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

Table with employee names and business scope. Includes callout boxes for individual and corporate business types.

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	(株) 給水工業
上記事業所の所在地	熊本市中央区水前寺6丁目2番45号
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
<p>実際に事業を行うこととなる事業所の名称・所在地等を記入してください。(表面の「申請者」と同じでも記入してください。)</p> <p>給水 太郎</p> <p>「給水装置工事主任技術者免状」等を基に氏名・交付番号を記入してください。</p>	1 2 3 4 5 6
当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考)この用紙の大きさは、A列4番とすること。

(様式第1の裏面)

様式外の記入項目

郵便番号 862-8620

電話番号 096-381-1151

FAX番号 096-381-1163

e-mailアドレス suidoukyuhaisui@city.kumamoto.lg.jp

機 械 器 具 調 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日 現在

種 別	名 称	型 式、性 能	数 量	備 考
管の切断用の 機械器具	金切のこ (その他)	※型式、性能を記入	※数量を記入	
管の加工用の 機械器具	やすり パイプねじ切り器 (その他)			
接合用の 機械器具	トーチランプ パイプレンチ (その他)			
水圧テストポンプ	水圧テストポンプ			

・ 上記は、あくまでも参考例ですので、これ以外のものでも記入できます。
・ 各「種別」ごとに、最低1つ以上の機械器具を有する必要があります。

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

次のいずれにも該当しない者であること。

- (1) 水道法施行規則第20条の2に規定する精神の機能の障害により給水装置工事業を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (4) 熊本市上下水道局指定工事事業者規程第8条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
- (5) その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- (6) 法人であって、その役員のうち(1)から(5)までのいずれかに該当する者があるもの

〇年〇〇月〇〇日

申 請 者

氏名又は名称 株式会社 給水工業

住 所 熊本市中央区水前寺6丁目2番45号

代表者氏名 代表取締役 給水 太郎

「指定給水装置工事事業者指定申請書」(様式第1)の「申請者」欄と同じ内容で記入してください。

熊本市上下水道事業管理者 様

新規の場合は、指定を受けた日から14日以内。

記入例

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

熊本市上下水道事業管理者 様

令和〇〇年〇〇月〇〇日

届出者 熊本市中央区水前寺6丁目2番45号

株式会社 給水工業

代表取締役 給水 太郎

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の届出をします。

選任
解任

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	(株) 給水工業	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
給水 太郎	1 2 3 4 5 6	令和〇〇年〇〇月〇〇日
<p>「給水装置工事主任技術者免状」等を基に氏名・交付番号を記入してください。 (「指定給水装置工事事業者指定申請書」(様式第1)【裏面】と同じ主任技術者の氏名・交付番号となります。)</p>		